真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する重点提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な 事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各 府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映で きるようにすること。

- 2. 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。
- 3. 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が『地域の元気創造・活性化のために』(平成25年7月)において提案している土地利用関係などの具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る権限移譲を行うこと。

また、国・都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

4. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令に

よる義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法 に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項をはじめ、 地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした見直しを行うとともに、 新たな条例制定基準を設ける場合には、「従うべき基準」の設定を行わないこと。

また、見直しに伴う関連法令の整備に当たっては、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること。

5. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・ 地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充する こと。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

6. 基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、基礎自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、基礎自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、「特別自治市」を含め、多様な大都市制度を創設すること。

7. 第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、中核市・特例市制度の統合を早期に実現するとともに、指定都市及び中核市・特例市への包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

また、基礎自治体間における柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意向を十分反映し、適切な財政措置を講じること。

- 8. まちづくりを主体的に実施する上で、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。
- 9. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に地方自治体と十分協議す

るとともに、地方への速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

さらに、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経費など、国の施策によって生じる 負担は、全額国費で措置すること。

10. 住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、賠償額に制限を設けることについて検討を行い、早期に制度改正を行うこと。